

令和3年(ネ)第10060号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 石川優実 こと 石川由美子 外1名

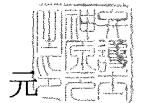
答弁書

2021年10月1日

知的財産高等裁判所第1部イ係 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

神原 元



同

太田 啓子



〒211-0004

神奈川県川崎市中原区新丸子東2-895 武蔵小杉ATビル505

武蔵小杉合同法律事務所(送達先)

電話 044-431-3541

FAX 044-422-5315

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

神原 元

〒251-0052

神奈川県藤沢市藤沢551-1 日進ビル7階

湘南合同法律事務所

電話 0466-25-3125

FAX 0466-22-6557

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

太田 啓子

【目次】

I 控訴の趣旨に対する答弁	5 頁
II 控訴の理由に対する答弁	5 頁
第 1 「はじめに」の項目	5 頁
1 「本件の概要」について	5 頁
2 「原判決の構造」の項目	6 頁
3 控訴理由の概要	6 頁
第 2 「本件の問題点」の項目	7 頁
1 「本件変更掲載」について	7 頁
2 「本件誘導掲載」について	18 頁
3 「本件ツイート以外の問題」について	23 頁
4 その余の関連する主張について	23 頁
第 3 「公正な慣行に合致しないこと」について	27 頁
1 「公正な慣行の立証責任」について	27 頁
2 「実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行が成立している」について	28 頁
第 4 「本件書籍は公正な慣行と正当な目的を満たさない」について	31 頁
1 公正な慣行と合致しないとの主張について	31 頁
2 「引用の目的上正当な範囲とはいえない」との主張について	33 頁
3 結論	35 頁
第 5 同一性保持権を侵害するとの主張について	35 頁
1 はじめに	36 頁
2 原審での経緯	36 頁
3 控訴審で付加された主張①～石川に対するリプライの意味に変更されたとの点	38 頁
4 控訴審で付加された主張②～ハッシュタグ化されていると変更されたとの主張	38 頁

5 結論	40 頁
第 6 名誉感情侵害の主張について	40 頁
1 本件書籍が控訴人の名誉感情を違法に侵害するものではないこと	40 頁
2 控訴審で付加された主張に対する反論	43 頁
3 結論	44 頁
第 7 結語について	44 頁
 III 請求原因の追加に対する認否反論	44 頁
第 1 名誉毀損について	44 頁
1 控訴人の主張	44 頁
2 「本件書籍 7 2, 7 3 頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであることは争いはない」との認識について	44 頁
3 同定可能性について	45 頁
4 摘示事実について	50 頁
5 社会的評価の低下がないこと	54 頁
6 違法性阻却事由があること	56 頁
7 結論	59 頁
第 2 名誉声望保持権侵害について	59 頁
1 法の規定と控訴人の主張	59 頁
2 反論	59 頁
3 結論	61 頁
第 3 総括	61 頁

【用語の解説】

本書面では、以下のとおり、用語を使用する。

① 本件ツイート

「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでおろしいですか？」という控訴人のツイート（甲43の1）

② 本件反論ツイート

控訴人が被控訴人石川（以下「石川」という）に「ああ、あなたとは、そんな話はしていませんよ？」等と反論したツイート（甲9）

③ 本件石川ツイート

「そんな話はしてないですね」等と記載された石川のツイート（甲43の2）

④ 石川架空ツイート

控訴人が「石川にリプライした形式に変更された」等と主張する場合に想定された、本件ツイートのリプライ先となる石川の架空のツイート

⑤ 本件運動

2019年2月10日に被控訴人石川の投稿を契機に始まった、厚生労働省へ署名を提出し、会社へ性差によるハイヒールやパンプスの強制を禁止するように通達を出すことを求める署名運動。「#KuToo」運動と呼ばれる。

⑥ 本件スレッド

「染矢明日香@ピルコン」（以下「染矢」）と名乗るツイッターのユーザーが、乙2の記事を引用してした投稿に始まり、「匡」、「ゴリラ」、控訴人が、各々本件運動について賛否を論じたスレッド（甲8の2、7頁乃至11頁）。

I 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は一審二審を通じて控訴人の負担とする。
- との判決をもとめる。

II 控訴の理由に対する答弁

第1 「はじめに」の項目

- 1 「本件の概要」について

全て否認し争う。

控訴人は本件ツイートが変更された（「本件変更掲載」）等と主張するが、被控訴人らが控訴人の著作物を変更した事実はない。控訴人が「変更された」等と主張しているのは、本件ツイートが投稿されたインターネット・サイト「Twitter」の、閲覧画面のデザインやレイアウト部分に過ぎず、当該画面デザイン等に控訴人の著作権は及ばない。

控訴人は「あたかも本件ツイートが石川に対するリプライであるかのように誘導された」（「本件誘導掲載」）等と主張するが、本件書籍7頁、58頁、73頁の記載は、そのように「読者を誘導」するものでもない。

被控訴人石川由美子（以下「石川」という）は、2019年2月から主にTwitterを舞台として「会社へ性差によるハイヒールやパンプスの強制を禁止するよう通達を出すこと」を求める署名運動（以下「本件運動」という）をしており、本件書籍の出版目的は、本件運動を批判するツイートを個別に引用し、これを批評することによって、本件運動の意義や真意について読者に伝えることにあった。

本件ツイートはツイッターという誰でも見ることができる場に投稿され、しかも、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けられたものであった。くわえて、本件ツイートの内容は、「本件運動の賛同者の主張

によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含むものであった。

そこで、被控訴人らは、本件ツイートに反論・批評し、本件運動の意義や真意について読者に伝える目的で、本件ツイートを本件書籍に引用したものである（以下「本件引用」という）。したがって、本件引用は、他人の著作物を引用して批評し意見を述べることを可能にするという著作権法32条の趣旨にかなったものである。

本件ツイートは本件運動を誤解・批判・揶揄・歪曲する内容であり、しかも、本件ツイートは誰の目にもとまる公開の場に投稿されたものであった。この点、控訴人は「座談会のようなクローズドな形で投稿した」等と述べ、石川が本件ツイートに気づいて批判したこと自体を不満とする。しかし、公開のツイッターで何か投稿するということは、当然、誰から批判されるリスクを伴うものであり、公開で投稿する以上係るリスクを甘受すべきは当然である。控訴人も、本件ツイートについてそのような批判を受け、論評されたということである。

それにもかかわらず、控訴人は、「現在社会に日常的な行為すら抑制的にならざるをえなくなる」「様々な表現行為に重大な萎縮効果をもたらしてしまう」等と主張し、自己のツイートが批判を受けたこと自体を問題とする。その主張の内実は、要するに、公開のツイッターで誰かを批判しておきながら、当の自分は批判されたくないという身勝手なものにすぎない。

よって、控訴人の主張は悉く失当である。

2 「原判決の構造」の項目

原判決の要約は認め、これに対する控訴人の主張は争う。

3 控訴理由の概要

全て否認し争う。

第2 「本件の問題点」の項目

1 「本件変更掲載」について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、本件書籍の問題点として、①Twitter画面デザインの「返信先のアカウント表示」が本件書籍に転載されていないこと、②本件反論ツイート（甲9）が本件書籍に掲載されていないこと、③ 本件書籍のデザインにおいて、本件石川ツイート（甲43の2）が引用形式からリプライ形式に変更され、しかも、その冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があることの3つをあげ、これによって、本件ツイートが「変更」され、控訴人は石川のツイートにリプライをしたと読めると批判するようである。

以下、それぞれについて反論する。

(2) ①「返信先アカウント表示」について

ア 控訴人の主張

控訴人は、本件引用において、「返信先：@ASF17074127さん」という「返信先アカウント表示」が「削除」された等とし、それによって本件ツイートが「変更された」等と主張する。

イ 反論 1～返信先アカウントの表示は控訴人の著作物ではないこと

しかし、本件で問題となる控訴人の著作物は、本件ツイート中、控訴人の執筆にかかる文章（「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutooの賛同者はそれを容認するということでよろしいですか？」という部分）であるところ、上記「返信先アカウント表示」は、本件ツイートが投稿された先の「Twitter」サイト画面のデザインであって、控訴人の著作物ではない。

控訴人らは、本件引用にあたり、「Twitter」サイト画面のデザインである「返信先アカウント表示」を、本件書籍に転載しなかったに過ぎない。「返信先アカウント表示」を、本件書籍に転載しなかったとしても、これによつて、控訴人の著作物である本件ツイートの一部が「削除」されたり、「変更された」りしたわけでもない。

よって、返信先アカウント表示を、本件書籍に転載しなかったからといって、著作物たる本件ツイートが「変更された」等と表現すること自体が誤りである。

ウ 反論 2～「返信先アカウント表示」はツイートの本質的要素ではないこと
また、本件での被引用著作物たる「ツイート」（インターネット短文投稿サイト「Twitter」への投稿）は、手紙と異なり、世界に向けて発信され、世界中どこにいても誰でも閲覧できるものであり、「返信先アカウント表示」として表示されたアカウントのみから閲覧できるわけではない。したがって、「返信先アカウント表示」はツイートの本質的要素ではない。

Twitter 画面のデザインとしても、返信先アカウント表示は常に表示されるわけではなく、表示方法により見えなくなることがある（甲 4 1 の 1 の 1 乃至 3 頁目、5、6 頁。甲 4 1 の 2 の 1 頁、3 乃至 5 頁等）。本件ツイートが含まれるスレッド（本件スレッド）全体を見ても、スレッド全体を見るような表示をしていれば返信先アカウントは表示されないことが見て取れる。「返信先アカウント表示」がツイートの本質的要素でない所以である。

このように、「返信先アカウント表示」はツイートの本質的要素ではないのであるから、ツイートを書籍に引用する際、これを転載しないからといって、ツイートが「変更された」等と主張することは誤りである。

エ 反論 3～「返信先アカウント表示」の有無により本件ツイートの意味は変わらないこと

(ア) 本件ツイートは「職場の TP0 を決めるのに男性は関与しないのですか？ TP0 から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」というゴリラの質問に答え、①職場の女性の TP0 を決めるのは女性である、②職場の TP0 から逸脱していれば苦言を呈されるのは当然である、との回答を前提に、「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても #kutoo の賛同者はそれを容認するということでよろしいですか？」と質問するものであるから、「（職場の TP0 を守らなくても許されるべきだという）本

件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動への批判・揶揄であった。

本件ツイートの持つ上記の意味内容は、「返信先アカウント表示」の有無によってなんら変わるものではない。

(イ) この点、控訴人の言わんとするところは、「誰に対して」発せられたメッセージであるかが重要であるとの点であると解される。確かに内容の如何によっては、「直接誰に」向けられた内容であるかが何らかの意味を持ちうることもありうるところである。

しかし、本件ツイートにおいては、「#kutoo 賛同者は」という表現がツイート文中自体に含まれることによって、本件ツイートの批判が向けられた対象はゴリラや石川を含む「#kutoo 賛同者」一般であることが読み取れる。すなわち、本件ツイートは、直接にはゴリラを返信先にしているが、公開の場で公然と「#kutoo 賛同者は」と書いて「#kutoo 賛同者」を名宛て人とした批判が書かれている以上、本件ツイートそれ自体から、その名宛人が本件運動賛同者全員であることが明瞭に読み取ることができるのであり、格別、宛先表示の有無により本件ツイートの位置づけや意味内容が変わり得るというようなものではないのである。

この点からいっても、本件ツイートの持つ上記の意味内容が、「返信先アカウント表示」の有無によって変わることはない。

(ウ) 控訴人は、原審において、本件ツイート中「#kutoo の賛同者」とは会話相手である「ゴリラ」のことであって、本件賛同者一般を指しているのではない等と反論していた。

しかし、本件スレッドにおいて、控訴人は、Twitterにおける会話の中で「#KuToo 賛同者」と「あなた」とを明確に書き分けている。そして、他のツイートには、直接の会話相手である「ゴリラ」に対して「あなた」と呼びかけるツイートがある一方、本件ツイートは「あなた」ではなく「#k

utoo の賛同者」を主語として、「男性が海パンで出勤しても」「容認する」ということでよろしいですか？」と述べるものだった。したがって、本件ツイートは、客観的にみれば本件運動の賛同者について言及したものであることが明白であったのだから、本件ツイートはゴリラにのみ向けたものであるとの控訴人の主張が原判決によって排斥されたのは当然であった。

そこで、控訴人は、控訴審において、新たに「送信先アカウント」の有無を問題にしてきたのである。しかし、当該主張は、一審で排斥された上記の主張の焼き直しであり、事実上同じことの繰り返しであることは明らかであるから、いずれにしても失当である。

(エ) 以上から、「返信先アカウント表示」の有無によって、本件ツイートの意味内容が変わるかのような主張は失当である。

オ 小括

よって、本件ツイートを本件書籍に引用するにあたり、Twitter のデザインである「返信先アカウント表示」を、本件書籍に転載しなかったからといって、著作物の一部が変更されたり削除されたりするわけではないし、本件ツイートの意味内容が変わるわけでもないから、これによって、本件ツイートが「変更された」とかいう主張は悉く失当である。

(3) ②本件反論ツイートが掲載されていないことについて

ア 控訴人の主張

控訴人は、「ああ、あなたとは、そんな話はしていませんよ？」等とする本件反論ツイート（甲9）が本件書籍に掲載されていないことにより、本件ツイートが変更されたと主張するようである。

イ 反論1～本件ツイートの引用とは無関係であること

しかし、本件で問題となっているのは、本件ツイートの引用の適否であって、本件反論ツイートの引用の要否ではない。本件ツイートとは全く別のツイートである反論ツイートを本件書籍に掲載するかどうかは、本件の争点となんら関係がない。

ウ 反論 2～反論ツイート自体無意味なものであること

また、本件反論ツイートは、「あなたとはそういう話をしませんよ」等というものであるところ、本件での被引用著作物たるツイートは、世界に向けて発信され、世界中どこにいても誰でも閲覧できるものであり、しかも、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けて発信されているものであるから、本件ツイートは石川に向けられたものではないという本件反論ツイートはそれ自体無意味なものである。

そうすると、それ自体意味のない本件反論ツイートの掲載の有無によって、本件ツイートの位置づけが変わるわけでもない。

エ 反論 3～本件反論ツイート掲載の有無により本件ツイートの意味は変わらないこと

さらに、前記のとおり、本件ツイートは「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動への批判・揶揄であるところ、本件ツイートの意味内容は、本件反論ツイートの掲載の有無によってなんら変わるものではない。

オ 小括

よって、本件反論ツイートが本件書籍に転載しなかったからといって、本件ツイートの掲載の是非に影響しないし、本件ツイートの位置づけや意味内容が変わるわけでもないから、これによって、本件ツイートが「変更された」とかいう主張は失当である。

(4) ③石川ツイートについて

ア 控訴人の主張

控訴人は、本件書籍のデザインにおいて、本件石川ツイート（甲43の2）が本件ツイートに縦棒で接続され、引用 RT 表示が省略されていることで、本件石川ツイートが引用リプライ形式からリプライ形式に変更され、しかも、

被控訴人石川のツイートの冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があることにより、本件ツイートが変更されたと主張する。

イ 反論 1～石川ツイートの引用形式は本件争点と無関係であること

しかし、本件で問題となっているのは、本件ツイートの引用の適否であって、本件石川ツイートの引用の適否ではない。本件書籍のデザインにおいて、本件石川ツイートが引用リプライ形式からリプライ形式に変更されたことや、本件石川ツイートの冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があることは、本件の争点と全く関係ない。

ウ 反論 2～石川ツイート引用の形式により本件ツイートの意味は変わらないこと

また、前記のとおり、本件ツイートは「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動への批判・揶揄であるところ、本件ツイートの当該意味は、本件書籍のデザインにおいて、本件石川ツイートが本件ツイートに縦棒で接続され、引用 RT 表示が省略されていることや、本件石川ツイートの冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があることによってなんら変わるものではない。

エ 小括

よって、本件書籍のデザインにおいて、本件石川ツイートが本件ツイートに縦棒で接続され、引用 RT 表示が省略されていることや、本件石川ツイートの冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があることは、本件引用の是非に無関係であるし、本件石川ツイートの掲載方法や文言によって本件ツイートの意味や位置づけが変わるわけでもないから、これらをもって、本件ツイートが「変更された」という主張は失当である。

(5) ④本件ツイートは石川のツイートに宛ててリプライをしたと読めるとの主張について

ア 控訴人の主張

控訴人は、本件ツイートは石川のツイート（このツイートは実在しない架空のものであるから、以下「石川架空ツイート」と呼称する）に宛ててリプライをしたように読めるように変更されたと主張する。

イ 反論 1～石川架空ツイートに宛ててリプライしたとのデザインになっていないこと

この点、本件ツイートが石川にリプライしたツイートであると見せるためには、次頁のように、

- ① 本件ツイートの「返信先アカウント」欄に石川のアカウント ID を表示するか、
- ② 本件ツイートの上部に石川架空ツイートを表示し縦棒で接続するか、

のいずれかの方法による必要がある。

ところが、実際のデザインがいずれにもなっていない（③）。実際のデザインでは、「返信先アカウント」欄がないから、そこに石川のアカウント ID が表示されているということもないし、本件ツイートの上部に石川架空ツイートを表示し縦棒で接続されているということもない。

そうすると本件書籍のデザイン上、本件ツイートが石川のツイートに宛ててリプライされたと誤信させるものは存在しない。

- ① 本件ツイートの「返信先アカウント」欄に石川のアカウントIDを表示すること

Tweets

はるちゃん/ぬいぐるみ/恋話 @iroa1991

返信先@ishikawa_yumi さん

逆に言いますが男性が海パンで出勤しても
#KuToo の賛同者はそれを容認するというこ
とでよろしいですか？

<https://twitter.com/iroa1991/status/1136846224479272960>

- ② 本件ツイートの上部に石川架空ツイートを表示し縦棒で接続すること

Tweets

石川優実

石川架空ツイート

はるちゃん/ぬいぐるみ/恋話 @iroa1991

逆に言いますが男性が海パンで出勤しても
#KuToo の賛同者はそれを容認するというこ
とでよろしいですか？

<https://twitter.com/iroa1991/status/1136846224479272960>

石川優実

そんな話はしてないですね。もしも #KuToo
が「女性に職場に水着で出勤する権利を！」
ならば容認するかもしれないですが、#KuToo
は「男性の履いている革靴も選択肢にいれて」
なので。



③ 実際のデザイン

Tweets



はるちゃん /ぬいぐるみ /恋話 @iroa1991

逆に言いますが男性が海パンで出勤しても
#KuToo の賛同者はそれを容認するというこ
とでよろしいですか？

<https://twitter.com/iroa1991/status/1136846224479272960>



石川優実

そんな話はしてないですね。もしも #KuToo
が「女性に職場に水着で出勤する権利を！」
ならば容認するかもしれないですが、#KuToo
は「男性の履いている革靴も選択肢にいれて」
なので。



•



•



•



よって、本件ツイートが石川のツイートに宛ててリプライされたとは読む余地はない。

ウ 反論 2～控訴人の挙げる事実から、石川架空ツイートに宛ててリプライしたとは読めないこと

この点、控訴人は、①「返信先アカウント表示」が「削除」されたこと、②本件反論ツイートが掲載されていないこと、③本件石川ツイートが引用リプライ形式からリプライ形式に変更され、本件石川ツイート冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があること、の3点を挙げて、本件ツイートが石川架空ツイートにリプライをしたように読めると主張する。

しかし、「返信先アカウント表示」の記載がないというだけで本件ツイートが石川に宛てたツイートであると読む余地はない。石川に宛てたツイートであると読めるためには、「返信先アカウント表示」欄が記載され、そこに石川のアカウントIDが記載されていなければならないからである。

また、「あなたとはそういう話をしてませんよ」という本件反論ツイートの引用がないからといって直ちに本件ツイートが石川に宛てたツイートであるとは読めることもない。

さらに、本件石川ツイートが引用リプライ形式からリプライ形式に変更されたからといって、また、本件石川ツイート冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があったからといって、本件ツイートが石川に宛てたツイートであると誤読されるわけでもない。

なお、本件石川ツイートで「そんな話はしてないですね」と述べたのは、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受けて、本件運動の賛同者は男性が海水パンツで出勤することを容認するという話はしていないとの意味に過ぎず、本件ツイートが石川に宛てたツイートであることを前提にした記載ではない。

①乃至③によって、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めるという控訴人の主張は失当である。

エ 反論 3～本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたものかどうかに拘泥する理由はないこと。

そもそも、インターネットの短文投稿サイト「ツイッター」に投稿されたツイートは、世界に向けて発信され、世界中どこにいても誰でも閲覧できるものである。しかも、本件ツイートは「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けて発信されているものであった。したがって、本件ツイートが石川のツイートにリプライかどうかに拘ることはそれ自体無意味なものである。

また、前記のとおり、本件ツイートは「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動への批判・揶揄であるところ、本件ツイートの当該意味は、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めたかどうかによってなんら変わるものではない。

よって、本件ツイートが石川のツイートにリプライしたものと読めるかどうかに拘ることは、それ自体なんの意味もないことであり、幾重にも失当である。

オ 小括

以上から、本件ツイートが石川のツイートにリプライしたものと読めることはないし、そのように読めるかどうかに拘る 자체なんの意味もないことであって、幾重にも誤りであり悉く失当である。

(6) 本件書籍のデザインは読者の便宜を考えたデザインに過ぎないこと

ア 控訴人は、あたかも、石川が本件ツイートを「引用リツイート」という形式で批判した以上、本件書籍においても、石川が本件ツイートを「引用リツイート」という形式で引用したことがそのままわかるような体裁で掲載しな

くてはならないかのように主張するようである。そして、控訴人は、そのことをもって「本件変更掲載」と主張しているのである。

イ しかし、原審判決が正しく認定した通り、「本件書籍の左頁には、上部に引用された他者のツイートが掲載され、その下には被告石川のツイートが掲載されているところ、このような形式にしたのは、本件活動を批判等するツイートと被告石川のツイートを対比し、その主張の違いを読者が理解しやすいように並べたものにすぎない」（第4 1 (5) イ）。

批判・論評対象を上部に掲載し、批判・論評内容を下部に掲載するという体裁自体は書籍において広く採られる典型的かつ一般的な手法であって、特段珍しいものでもない（後出、山田陳述書）。

また、本件書籍は、他の頁でも全て、引用したツイートの形式（独立したツイートか、石川に直接リプしたツイートか、石川が引用したツイートか等）を問わず、同じように批判・論評対象であるツイートを上部に配置し、その下部に批判・論評を掲載するという体裁をとっている。ことさらに本件ツイートのみについてこのような体裁をとったわけではない。更に、石川は本件書籍のどこにも、控訴人が石川に直接リプライしたとも、石川が控訴人に直接リプライしたとも記載していない。

ウ このことからすれば、そもそも、本件ツイートが引用掲載されている頁を見て、「石川が控訴人にリプライしたような形式」と解すること自体も誤りである。まして、被控訴人らが意図的にそのような誤解を招こうとした記載である、などというのは根拠のない思い込みであるとしか言いようがない。

(7) 結論

以上から、本件書籍において、本件ツイートが変更して掲載されたという主張（「本件変更掲載」）はいずれも誤りであり、悉く失当である。

2 「本件誘導掲載」について

(1) 控訴人の主張

控訴人の主張は、本件書籍7、58、72、73頁の記載により、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めるように誘導されていると主張するようである。

しかし、既に述べたとおり、本件ツイートの意味内容は、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めたかどうかによってなんら変わるものではないから、本件ツイートが石川のツイートにリプライしたものと読めるかどうかに拘ること自体無意味である。

それ以前に、そもそも、本件書籍7、58、72、73頁の記載により、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めるわけでもないから、そのように変更されたとか誘導されたとの主張（「本件誘導記載」）自体、誤りであり、失当である。以下、これについて、それぞれの頁について反論する。

(2) 7頁及び58頁の記載について

ア 控訴人は、「ツイッターの返信機能を使って、見当はずれな内容や抽象的な言葉を投稿すること」（7頁）、「彼女（注・被告石川）へのリプライや引用リツイート機能による誹謗中傷、#kutoo のハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート——いわゆる“クソリプ”」（58頁）との記載により、本件ツイートは被控訴人石川のツイートにリプライをしたように読めるように誘導されたと主張する。

この主張は、控訴人が、原審において、「クソリプ」には“定義”があり、定義に当たらないツイートを「クソリプ」として引用するのは違法であるとしていた主張の焼き直しである。

イ しかし、一審答弁書で述べたとおり、本件書籍7頁の記載は「クソリプ」という言葉を初めて聞く読者に対し、この言葉の一般的な用法を分かりやすく説明したものであり、また、58頁の記載中「彼女へのリプライ」「引用リツイート機能による誹謗中傷」「#kutoo のハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート」はいずれも「クソリプ」の例である（例示列挙）。さらに、58頁の文中、バッシングツイートの次にある「——」（二倍ダーシ）

は余韻を持たせる場合に使用され、ここでは、「^{エトセトラ}〔et cetera〕」「等々」の意味である。

また、本件ツイートが掲載されている本件書籍2章のタイトルは「#kutoo バックラッシュ実録 140字の闘い」である。このタイトルや本件書籍全体の趣旨からして、ここで「クソリップ」としてとりあげるのは被告石川や本件運動を攻撃したり執拗に批判するなどの内容の数々のバックラッシュといえる投稿であり、それらの形式が被告石川の投稿への直接の返信（リプライ）に限られるわけではない。

この点、原審判決も「本件活動の異議や真意を読者に伝えるという本件書籍の目的に照らすと、同書籍で取り上げるツイートを被告石川に対するリプライに限定する合理的な理由は見いだし難い」「本件書籍第2章の序文（58頁等）の記載によれば、被告石川は、同被告に対する返信リプライ、同被告のツイートを引用するリツイート、「#kutoo」のハッシュタグをわざわざ付したツイートなど、本件活動に対する非難、中傷等を内容とするツイートを「クソリップ」と称して、批評の対象としていると解するのが相当」と的確に認定し（第4 1 (5)）、控訴人の主張を排斥したとおりである。

ウ 控訴人が「本件誘導掲載」などと主張するのは、根本に、7頁及び58頁における「クソリップ」の説明を3類型のみに限定するものであると理解する、独善的で誤った読解がある。そして、そのような読解は原審段階で「クソリップには定義がある」等としていた主張の焼き直しであり、「クソリップ」をどのように限定するのが誤りである以上、それを前提にした「本件誘導掲載」なる主張もそれ自体が誤りなのである。

エ よって、本件書籍7頁及び58頁の記載により、本件ツイートは被控訴人石川のツイートにリプライをしたように読めるように変更されたとの主張は失当である。

(3) 72頁の記載について

控訴人は、本件書籍 72 頁のデザインにおいて、本件石川ツイートが本件ツイートに縦棒で接続され、引用 RT 表示が省略されていることで、本件石川ツイートが引用リプライ形式からリプライ形式に変更され、しかも、被控訴人石川のツイートの冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があることにより、本件ツイートは被控訴人石川のツイートにリプライをしたように読めるように変更されたと主張するが、この部分は、要するに、控訴人が「本件変更掲載」等と主張している部分と同じである。

そして、これについては、既に、前記 1、(5)で反論したとおりである。

(4) 73 頁の記載について

ア 控訴人の主張の整理

控訴人は、本件書籍 73 頁の以下の記述を捉えて、これにより、本件ツイートは石川のツイートにリプライをしたように読めるように変更されたと主張するようである。

- ① 「逆が全然逆じゃない系」とのタイトル
- ② 「なんで女性の靴問題の逆が水着なんだよ 笑 全然よろしくないわ！
『逆に』の使い方おかしいよ！#kutoo を男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう」
- ③ 「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でも、さすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな……。Twitter になると急にバグるとか？」

イ ①②の記載について

しかし、①②の記載から、本件ツイートが石川のツイートにリプライされたものであると読むことはできない。

①②は、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受けて、本件運動の趣旨は「女性にハイヒール着

用を強制すべきでない」という点にあって、男性が海水パンツで出勤することを容認するものではないと反論するものである。

そして、①②の記載の前提是、本件ツイートが上記のとおり本件運動に批判的な内容であるとの事実であるところ、本件ツイートが石川のツイートにリプライされたものであるか否かにかかわらず、本件ツイートは、本件運動に批判的な内容であるとの事実は変わらないのであるから、①②の記載は、本件ツイートが石川のツイートにリプライされたものであることを前提にしたものではない。

よって、控訴人の主張は失当である。

ウ ③の記載について

また、③の記載から、本件ツイートが石川のツイートにリプライされたものであると読むこともできない。

③のうち「会話が噛み合わない」との記載は、本件ツイートが本件運動の趣旨を正しく理解していない点を捉え、「議論が噛み合わない」と論評するものである。すなわち、③の記載は、本件ツイートが含まれるスレッド全体を見れば、控訴人はそもそも本件運動の問題提起について理解していない上、「服装規定と TPO は別」という誤った前提に基づいて二重に的外れであり、そのために本件運動の意義を適切に理解しているゴリラとは根本的にかみあっていない点を捉え、「議論が噛み合わない」と論評したものである。ここにいう「議論」とは、控訴人のような本件運動の意義自体から根本的に誤解し、その誤解に基づいて本件運動を批判する者と、本件運動の趣旨を正しく理解し賛同する者との「議論」を指すことは明白である。一般読者の見地に立ってこの記載が「本件ツイートが石川のツイートのリプライされたものを前提にしている」と読む余地はない。第三者どうしの会話を読んでいても「議論がかみ合っていない」と論評することは当然にあるからである。

そして、③のうち「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でも、さすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな」という

のは、ネット上の会話ではなく、実際に対面で議論すれば議論が噛み合うのではないかと述べたものであり、「Twitterになると急にバグるとか？」というのは、対面での議論ではなくTwitterというメディア空間では急に議論がかみ合わなくなるのだろうか、と疑問を投げかけるものである。これらの記載からも、本件ツイートが石川のツイートにリプライされたものであると読む余地はない。

以上からすれば、③の記載から本件ツイートが石川のツイートにリプライされたものであると読むという、控訴人の主張は失当である。

エ　まとめ

以上から、本件書籍73頁の記載により、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めるように変更されたとの控訴人の主張は失当である。

(5) 小括

以上から、本件書籍7、58、72、73頁の記載により、本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたように読めるように変更されたとの控訴人の主張は失当である。

3 「本件ツイート以外の問題」について

全て否認し争う。

そもそも本件ツイート以外の問題は、本件訴訟とは関係がない。

4 その余の関連する主張について

(1) 本件ツイートは水着出勤の是非に関するゴリラの質間に答えたものであるとの主張について

ア　控訴人は、本件ツイートの真意は、「職場に水着で入ってきても、男性は女性の服装に文句を言わないんですか」というゴリラの質間に極論で反論し

たものであるのに、本件引用によって、本件ツイートの本来の意味と異なる意味で読者に理解された等と主張するようである。

イ しかし、ツイッターのスレッドは、通常、上から下に会話が続いている。あるツイートは、すぐ上のツイートに対する応答である、と読むのが普通の読み方である。

そして、本件ツイートのすぐ上のツイートは「職場のTP0を決めるのに男性は関与しないんですか？TP0から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか」というゴリラのツイート（「ゴリラ・ツイート」）である（甲43の1）。

そうすると、本件ツイートは右ゴリラ・ツイートに対するリプライであると読むのが一般的な読み方である。

ウ この理解を前提にすれば、本件ツイートは、「職場のTP0を決めるのに男性は関与しないんですか？TP0から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」という前記ゴリラ・ツイートの質問に答え、①職場の女性のTP0を決めるのは女性である、②職場のTP0から逸脱していれば苦言を呈されるのは当然である、との回答を前提に、「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutooの賛同者はそれを容認するということでおろしいですか？」と質問するものと読むのが自然である。

そうすると、本件ツイートは、「本件運動の賛同者は職場のTP0を守らなくとも許されるべきだと主張している」との理解に立ち、前記②の回答（「職場のTP0から逸脱していれば苦言を呈されるのは当然である」）を補強するため、「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」と主張するものであって、そのような意味を含意するものであると解されるから、本件運動への批判・揶揄であると読むのが自然であって、それ以外の読み方はありえない。

エ したがって、本件ツイートの真意は、「職場に水着で入ってきても、男性は女性の服装に文句を言わないんですか」というゴリラの質問に極論で反論したものであるとの控訴人の主張は前提を誤ったものであって、失当である。

(2) 「クローズな形で会話をしていた」との主張について

ア 控訴人は、控訴人はいわば座談会や立ち話のようなクローズな形で、ツイッターという限定されたSNSで他人と会話をしていたのに、突然石川が割り込んでリプライを飛ばした等とも主張するようである。しかし、控訴人はツイッターにおける公開投稿という著作物の性質を全く誤って認識している。ツイッターにおける公開投稿は「座談会や立ち話のようなクローズ」なやりとりなどではない。

イ そもそもツイッターに公開で投稿された投稿は、インターネットに接続しさえすれば、誰でも世界中どこからでも閲覧することができる。従って、公開設定でツイートしたということは、誰からも読まれ、賛同されたり批判される可能性があることを前提にした場で他者と会話をしていたということなのであるから、控訴人は、いわば、石川を含む世界中の読者に宛てて本件ツイートを投稿したことになるのである。

本件ツイート含む全ての公開ツイートの宛先は、直接には誰かに宛てられたものであっても、潜在的にはツイッターを見る能够性がある全員が読むことができることが想定されている。控訴人はなぜかこのことを無視している。

ウ 実際に、本件スレッドを見れば、スレッドのはじまりは「染矢明日香」が本件運動に賛同する趣旨のツイートをしたものであるところ、本件運動を批判する「たすく」が返信の形で投稿し、そこに本件運動に賛同するゴリラが返信した。そして、「たすく」が更にそれに反論し、ゴリラが再反論したところ、そのゴリラのツイートに対し、控訴人が「そもそも女が革靴履いちゃダメな認識って女の人がひろめてる認識デスヨネ」と返信したのが本件スレッドにおける控訴人の最初の投稿である（甲8の2、7頁乃至11頁）。

このように、誰を直接の宛先にしたツイートであっても、公開であれば他の者が直接返信したり引用リツイートするということができるのがツイッターの仕様であり、控訴人も当然それを知って本件投稿をしていたはずである。

エ 仮に控訴人がいうように「座談会や立ち話のようなクローズな形」でやりとりをしたかったのであれば、Twitter 上でも特定のフォロワーのみに対しでしか表示されないように「鍵をかける」という形での投稿が可能であり、かつ、その設定は極めて容易である。

それにも関わらず、控訴人は、あえて公開ツイートという形式で投稿したのであるから、およそ「座談会や立ち話のようなクローズな形」であったなどということはできない。

オ よって、本件投稿が「クローズな形で」投稿されたというのは控訴人の独自かつ独善的な主張というほかない。

したがって、本件ツイートが「クローズな形で投稿されていた」という主張に立脚する他の控訴人の主張はことごとく失当である。

(3) 発言を切り取られたとか、全文引用すべきだったとの主張について

ア 控訴人は「それまでの控訴人とゴリラとのやり取りや、割り込んできたあとの控訴人と被控訴人石川とのやり取りを一切無視し、控訴人のツイートとこれに対する被控訴人石川のツイートのみを切り取り、控訴人石川が、控訴人から突然的外れなことを話しかけられたとしか理解できないような形で、著作という形で世間に公開した」とも主張しているから、本件スレッド全文を本件書籍に引用しなかったことが不当であるとも主張するようである。

イ この点、著作権法 32 条 1 項は、引用部分が「引用の目的」との関係で「正当な範囲内」であることを求めるものである。引用が「正当な範囲内」で行われたかどうかは、①引用の目的の内容及び正当性、②引用の目的と引用された著作物との関連性、③引用された著作物の範囲及び分量 ④引用の方法及び態様 ⑤引用により著作権者が得る利益及び引用された側が被る不利

益の程度などを総合的考慮して判断するのが相当である。「切り取り」である等という控訴人の主張は上記③及び④に関わるものと考えられる。

ウ そこで、まず③についてであるが、被控訴人らは、本件運動を批判する本件ツイートを批評することにより、本件運動の意義や真意について読者に伝えるとの目的で本件ツイート全文を書籍に引用した。

そして、本件活動を非難、中傷等するツイートに対し実際のツイートを個別に引用して批評することによって本件活動の意義や真意について読者に伝えるという目的のためには、本件ツイートを全文引用すれば引用範囲としては十分であり、スレッド全文を引用しなければ目的が達成できないものではない。

次の④であるが、引用目的に照らせば、本件活動を非難、中傷等する内容のツイートそれのみを引用すれば足りるのであるから、その前後のスレッド全文を引用しなければならないということではなく、引用の方法や態様が不当であるともいえない。本件スレッド全文を引用しないからといって、本件ツイートの意味するところを誤解するというものではない。

エ 控訴人は、本件運動の意義を誤解している上、「服装規定とTP0は関係ない」というのも誤りなので、本件運動や石川の主張を理解する上で二重の誤解を抱えている。控訴人は、その二重の誤解のために、自身が書いた本件ツイートの内容が本件運動を批判する趣旨にあたるということを理解できていないのである。控訴人は、その無理解から、あたかも石川が「切り取った」主張をしたことで控訴人の主張が誤って理解されるように誤解を重ねているにすぎない。

オ よって、本件スレッド全文を引用しなければならないとか、「切り取った」等とする控訴人の主張は失当である。

第3 「公正な慣行に合致しないこと」について

1 「公正な慣行の立証責任」について

引用者側が「公正な慣行」の立証責任を負うとの点は争わない。

後述のとおり、出版界の実務は、他人の著作物の引用について①必要性、②明瞭区分性、③主従関係の明示、④出典の明示から適法性を判断するという判例の基準を受け入れており、本件で適用される「公正な慣行」とは、判例の基準と同一である。

2 「実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行が成立している」について

(1) 前提に誤りがあること

ア 控訴人は、実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行が成立している等と主張するが、非常に不正確であり、前提に誤りがある。

イ まず、控訴人のいう「実際のツイートのとおりに掲載すべき」という主張の趣旨が、他人の著作物であるツイートに、その意に反する変更や切除を加えてはならないという意味であれば、慣行の成立を待たずとも、著作権法20条（著作人格権、同一性保持権）の趣旨から、当然である。

ウ だとすると、控訴人がいう「実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行」とは、同一性保持権の趣旨を超えて、Twitterに投稿されたツイートについては、書籍等他の著作物と比較してその同一性がより強固に保障されなければならないという慣行、の趣旨に理解せざるを得ない。

そして、控訴人が、その控訴理由書において、控訴人らが本件書籍に本件ツイートの返信先アカウントを転載しなかったり、本件石川ツイートを引用形式からリプライ形式に変更した点について論難していること、スクリーンショットによる引用を推奨していること等を併せて考えれば、控訴人がいう「実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行」とは、要するに、「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたTwitter画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」を指すと理解するほかない。

エ しかし、そもそも著作権法32条は、他人の著作物を引用する場合の要件を定めた規定である。短文投稿サイト「Twitter」に投稿（ツイート）をした者は、当該ツイートについて著作権を持つとしても、その者の著作物はその執筆した文章のみであって、Twitter画面のデザインやレイアウト部分にその著作権は及んでいない。

そうすると、本件ツイートが投稿されたTwitterの画面のデザインやレイアウト部分を書籍に転載するかどうかは、他人の著作物の引用要件を定めた著作権法32条の射程外であるというほかない。

よって、著作権法32条「公正な慣行」として、「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたインターネット・サイトTwitterの画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」が成立していたと主張する控訴人の主張は、およそ失当である。

オ よって、控訴人の主張はそもそも前提が誤っている。

(2) 控訴人のいう「慣行」は成立していないこと

ア 控訴人主張の慣行が成立しているといえないこと

控訴人は、控訴人主張の慣行（「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたTwitter画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」）が成立していた証拠として、「真実と暴力の隠蔽」（甲59）「ヘイトと暴力の連鎖」（甲60）「ネット社会と闘う」（甲61）をあげる。しかし、控訴人が挙げるサンプルは極めて数が少なく、甲59乃至61のみで、控訴人主張の慣行が成立していたとみなすことはできない。

それだけでなく、ツイートを書籍に引用する際にTwitter画面のレイアウトを変更し、横書きのツイートを縦書きに変更して書籍に引用する例は、「金曜官邸前抗議」（乙36）、「ぼそぼそ声のファミニズム」（乙37）、「ネット右翼とは何か」（乙38）など多数ある。とりわけ、「ネット右翼とは

何か」（乙38）中、山口智美が西村幸祐のツイート（乙39）を引用した例では、元のツイートが自分のツイートに対するリプライ形式であるのに、書籍においてはそのことが分からなくなっている。だからと言って、なんの紛争にもなっていないのである。

以上からすれば、控訴人主張の慣行（「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたTwitter画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」）が社会において成立していたとは到底いえない。

イ 控訴人主張の慣行は公正でないこと

また、仮に控訴人主張の慣行（「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたTwitter画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」）が成立していたとすると、前記乙36乃至38のように、横書きのツイートを縦書きに変更して書籍に引用するのも、元のツイートの形式・表示の変更であるから、著作権法32条に違反する違法な引用になってしまいます。

しかし、一般書籍からの引用で、横書きの文章を縦書きに変更して書籍に引用するのはなんら違法の問題が生じないので、Twitterに投稿されたツイートは他の著作物より強固に保護され、横書きのツイートを縦書きに変更して書籍に引用するだけでも許されないというのは、いかにも公正を失し、著作物を引用する自由を認めた著作権法32条の趣旨にも反する。

控訴人主張の慣行が仮に成立していたとすれば、公正ではないから、著作権法32条にいう「公正な慣行」には当たらない。

ウ Twitter規約は「マーケティング目的でツイートを表示する場合」について定めたものに過ぎないこと

なお、控訴人は、控訴人主張の慣行が成立していたとする根拠として、Twitter社が作成したブランドガイドライン（甲52）を挙げる。しかし、当該ガイドラインは、あくまで「マーケティング目的でツイートを表示する場

合」（例として、乙40号証）に適用されることが明記されており、ツイート本文を批評目的で引用する場合はその射程外であることは明らかである。

エ 小括

以上から、控訴人主張の「慣行」の成立は認められないし、仮にそのような「慣行」が成立していたとすれば「公正」でもないから、著作権法32条にいう「公正な慣行」には該当しない。

(3) 結論

よって、著作権法32条「公正な慣行」として、「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたインターネット・サイトTwitterの画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」が成立していたと主張する控訴人の主張は、理論的にも実際的にも、およそ失当であるというべきである。

第4 「本件書籍は公正な慣行と正当な目的を満たさない」について

1 公正な慣行と合致しないとの主張について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、著作権法32条「公正な慣行」として、「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたインターネット・サイトTwitterの画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」が成立していたとし、本件で、「返信先アカウント表示」を転書籍に載しなかったり、本件石川ツイート（甲43の2）の形式を引用形式からリプライ形式に変更したのは公正な慣行に合致しないと主張する。

(2) 反論1～そもそも著作権法32条の問題ではないこと

しかし、本件で問題とされているのは、控訴人の著作物である本件ツイートの引用の適否であるところ、Twitter画面表示の「返信先アカウント」表示は、控訴人の著作物ではないから、そもそも著作権法32条の問題ではない。また、「返信先アカウント」表示を書籍に転載しなかったとしても本件ツイートの意味内容

が変わるものではない。同じく、本件石川ツイートの引用の形式がどうであろうと、本件石川ツイートには控訴人の著作権は及ばないし、本件ツイートの意味内容が変わるものではない。

よって、控訴人が指摘する点は、そもそも著作権法32条の問題ではない。

(3) 反論2～控訴人主張の「慣行」は成立していない。

また、第3で主張したとおり、控訴人が主張する慣行（「Twitterに投稿されたツイートを書籍に引用するに際しては、ツイートが投稿されたインターネット・サイトTwitterの画面のデザインやレイアウト部分をそのまま書籍に転載すべきであるとの慣行」）は成立していない。そのような慣行があったとすれば、ツイートの書籍への引用を、一般の書籍から書籍への引用より困難にするものであり、公正性を欠くことになる。

よって、控訴人の主張は前提を欠いている。

(4) 反論3～①必要性、②明瞭区分性、③主従関係の明示、④出典の明示の要件が慣行として定着していること

出版実務においては、著作権法32条の引用要件として①必要性、②明瞭区分性、③主従関係の明示、④出典の明示という要件で判断するのが慣行として定着している（後出、山田陳述書）。

本件においては、本件引用は上記の要件を満たしているのであり、本件引用が公正な慣行に合致し著作権法32条の引用要件を満たしていることは明らかである。

(5) 反論4～社会通念上相当といえること

控訴人は、本件変更掲載は、本件ツイートの意味を誤解させるから、社会通念上相当とはいえないとして主張する。

しかし、くりかえし述べるとおり、本件ツイートは「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動への批判・揶揄であるところ、Twitter画面「アカウント表示」を転載しないとか、本件石川ツイートをリプラ

イ形式からリプライ形式に変更したとかいう事情によって、その意味内容が変わることではない。

本件引用は、本件ツイートを、その持つ意味を変更することなく、そのままの文言で本件書籍に引用するものであるから、社会通念上相当な引用である。

(6) 小括

よって、本件引用は公正な慣行に合致しないとの主張は失当である。

2 「引用の目的上正当な範囲とはいえない」との主張について

(1) 本件書籍の趣旨及び引用目的について

ア 控訴人は、本件引用の目的は、本件ツイートの意味を誤解させた上で、誤解した意味に基づいて控訴人を揶揄することにあったと主張する。

イ しかし、本件書籍の出版目的は、本件運動を批判するツイートを個別に引用し、これを批評することにより、本件運動の意義や真意について読者に伝えることになった。そして、本件ツイートはツイッターという誰でも見ることができる場に投稿され、しかも、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けられたものであり、かつ、その内容は「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含むものであった。

そこで、控訴人らは、本件ツイートに反論・批評し、本件運動の意義や真意について読者に伝える目的で、本件ツイートを本件書籍に引用したものである。

ウ 上記の引用目的は正当である。

(2) 引用の対象として本件ツイートを選択したこと

ア 控訴人は、本件ツイートは石川や本件運動に対する批評ではないので、目的に照らして正当な引用の範囲に含まれないと主張する。

イ 本件ツイートは、本件運動の記事（乙2）を引用した投稿（甲8の2）に続くスレッドの中で、本件運動を支持するゴリラと、本件運動を批判する控訴人

との間でなされた一連の議論の一環であり、ツイッターという誰でも見ることができるものに投稿され、しかも、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けられたものであった。

くわえて、本件ツイートの内容は、「職場の TPO を決めるのに男性は関与しないのですか？TPO から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」というゴリラの質問に答え、「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでおろしいですか？」と質問するものであるから「（職場の TPO を守らなくても許されるべきだという）本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するということ非常識な結論になる」との本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含意するものであった。

したがって、本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を引用して批評するという引用目的に照らし、本件ツイートの引用は正当である。

ウ この点、控訴人は、本件ツイートは、「女性が水着で職場に入ってきたても男性は文句を言わないのか」というゴリラの質問に答えたものであり、ゴリラの質問は無意味であるとの趣旨で発信されたものであるから、本件運動の是非等には一切触れていないと主張する。

しかし、既に述べたとおり、ツイッターのスレッドは上から下に会話が続いている、あるツイートは、すぐ上のツイートに対する応答であると読むのが普通の読み方であるから、本件ツイートは、「職場の TPO を決めるのに男性は関与しないんですか？TPO から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか」というゴリラのツイートに対する応答であり、ゴリラに対して「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでおろしいですか？」と質問するものであるから、「（職場の TPO を守らなくても許されるべきだという）本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するということ非常識な結論になる」

との本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含意するものと読むのが自然である。

「女性が水着で職場に入ってきたても男性は文句を言わないのか」というゴリラの質問は、本件スレッドで、本件ツイートの7つ上のツイートであるから、本件ツイートが当該質問に対する回答であったと読むことは困難である。また、本件ツイートはゴリラの質問は無意味であるとの趣旨で発信されたものであるとの主張も理解し難いというほかない。

エ よって、本件引用の対象に本件ツイートを選択したことも正当であった。

(3) 単なる批評は引用対象に含まれないと主張について

ア 控訴人は、本件引用の目的は、運動に対する誹謗中傷や石川の生命身体の安全を脅かすような悪質なツイートを記録するというものであるから、本件運動に対する単なる批評に過ぎない本件ツイートは引用の対象に含まないと主張する。

イ しかし、本件書籍の出版目的は、本件運動を批判等するツイートを個別に引用し、これを批評することにより、本件運動の意義や真意について読者に伝えることにより、本件引用の目的は、本件ツイートに反論・批評し、本件運動の意義や真意について読者に伝えることにあった。

本件運動の意義や真意を読者に伝えるために、その引用対象を、運動に対する誹謗中傷や石川の生命身体の安全を脅かすような悪質なツイートに限定する必要はない。

ウ よって、控訴人の主張は失当である。

3 結論

以上から、本件引用が著作権法32条の引用要件を満たさず、控訴人の著作権（複製権）を侵害するものであるとの主張は悉く失当である。

第5 同一性保持権を侵害するとの主張について

1 はじめに

原審で、控訴人は、本件ツイート中の「#kutoo」との記載を本件引用において「#KuToo」と大文字に変更したことが著作権法20条1項「改変」に当たると主張していたところ、原判決は、「#kutoo」との記載を本件引用において「#KuToo」と大文字に変更したことが著作権法20条1項「改変」に当たらないと判断した。

この点に関する控訴人の控訴理由は必ずしも明確ではないが、控訴人は、控訴審において、①本件ツイートは、ゴリラの質問に答える趣旨だったのに、石川に対するリプライの意味に変更された、②本件ツイートはハッシュタグ化していなかったのに、ハッシュタグ化しているかのように変更された、との2つの点を付加して主張しているようである。

以下では、まず、原審での経緯を確認した上で、控訴審で付加された主張について反論する。

2 原審での経緯

(1) 原審での控訴人の主張

原審で、控訴人は、本件ツイート中の「#kutoo」との記載を本件引用において「#KuToo」と大文字に変更したことが著作権法20条1項「改変」に当たると主張していた。

(2) 原審での控訴人の主張が失当であること

ア この点、「いわゆる誤植の類については、印刷技術の制約などから生じるような誤植であり、しかも、誤植であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なるものになるような場合でない限りは、同一性保持権を侵害する改変には当たらない、と解するのが相当である」（東京地裁平成2年11月16日判決 乙6）。

イ これを本件についてみると、本件引用部分中、「#KuToo」と表記されている部分は、本件ツイートを被告石川がツイートを書籍の元になる原稿に転記した際、タイプミスにより、「#kutoo」を「#KuToo」と表記したものであるところ、

タイプミスは、パソコンのワープロソフトを利用して原稿を入力する際の変換ミスによって生じたものであって、「印刷技術などから生じる誤植」と同視できる。

この点、控訴人は、誤植ではなく意図的な改変だと主張していたが、本件書籍80頁、98頁、112頁、122頁、130頁、148頁には、ツイートの引用文中、元のツイートのまま「#kutoo」と表記した部分があるところ（乙5）、仮に本件引用部分が意図的な改変であれば、他の引用部分についても同じ処理をするはずであるから、控訴人の主張は失当である。

ウ さらに進んで、本件ツイート中「#kutoo」と記載されている部分を「#KuToo」と記載した場合にその意味が変わるかを検討する。

この点、前記のとおり、本件書籍のツイート引用文中には「#kutoo」との記載が多数あるところ、ここでの「#kutoo」は「#KuToo」と同じ意味で使用されており、別のものを指し示す語としては用いられていない。また、実際に、「#KuToo」とは異なる「#kutoo」という社会運動または組織が存在するということもない。

くわえて、控訴人自身も、2020年2月3日、「石川優実さんのKuToo本で被害を訴える『はるかちゃん』にDM取材してみました」と題するインターネット記事において、「はるかちゃんは、なぜ kutoo を小文字で書いたんですか?」と問われ、「特に意味は無いですぞ。文字打つのが苦手でその時その時予測変換で打ちやすい位置のを使ってますね」（甲8号証の2、5頁 下線は被告代理人による）と述べているから、本件ツイートにおいて、原告自身も「#kutoo」を「#KuToo」と同じ意味で使用していたことが明らかである。

そうすると、本件ツイート中「#kutoo」と記載されている部分を「#KuToo」と記載したとしても、それにより意味が変わることはない。

エ 本件ツイート中の「#kutoo」との記載を本件引用において「#KuToo」と大文字に変更したとしても、これが著作権法20条1項「改変」に当たらないことは明らかであるから、控訴人の主張を排斥した原判決は正当である。

(3) 小括

よって、「#kutoo」を「#KuToo」と変更したことが著作権法20条1項「改変」に当たるとの、控訴人の主張は失当である。

2 控訴審で付加された主張①～石川に対するリプライの意味に変更されたとの点

(1) 控訴人の主張

控訴人は、本件ツイートはゴリラの質問に答える趣旨だったのに石川に対するリプライの意味に変更されたと主張するが、その根拠は明確でない。しかし、これまでの控訴人の主張に鑑みれば、この点の主張は、要するに控訴人が「本件変更掲載」等として、縷々主張してきたことと同趣旨であると理解される。

(2) 反論

ア そうであれば、これに対する反論は、「本件変更掲載」に関してした反論と同一になる。

イ すなわち、第1に、すでに第2、1、(1)乃至(4)で詳細に論じたとおり、「本件変更掲載」に関して控訴人が論難しているのは、Twitter画面のデザインが本件書籍にそのまま転載されていないということであって、控訴人の著作物たる本件ツイート自体の改変ではない。

第2に、すでに第2、1、(5)で詳細に論じたとおり、Twitter画面のデザインが本件書籍にそのまま転載しないからといって、本件ツイートが石川に対するリプライであると誤解される余地はない。

ウ よって、本件ツイートが石川に対するリプライの意味に変更されたとする控訴人の主張は失当である。

3 控訴審で付加された主張②～ハッシュタグ化されていると変更されたとの主張

(1) 控訴人の主張

控訴人は、本件ツイートはハッシュタグ化していなかったのに、ハッシュタグ化しているかのように変更されたと主張するようである。

(2) 反論

被控訴人らの反論は以下のとおりである。

① ハッシュタグは Twitter の機能に過ぎず控訴人の著作物ではないこと

そもそも、ハッシュタグ（#記号）は、Twitter でキーワードやトピックを分類するために使われる機能である。この機能は Twitter で作り出されたもので、この機能を使えば興味のあるトピックを簡単にフォローできるとされるものであって（乙27）、控訴人の著作物ではない。

控訴人の著作物でない部分について、引用元の Twitter 画面と本件書籍との間に違いが生じていたとしても、著作物そのもの変更ではないから、著作物権法 20 条 1 項の問題は生じない。

② そもそも「ハッシュタグ化している」ようには見えないこと

①の点を措くとしても、そもそも、本件ツイートは本件書籍上でハッシュタグ化していないし、そのように見えない。

すなわち、前記のとおり、ハッシュタグ機能は興味のあるトピックを簡単にフォローできるという Twitter 画面上の機能であるが、これはインターネットサービスだから可能なのであって、紙媒体である書籍では再現のしようがない。

控訴人は、「本件ツイートはハッシュタグ化していなかったのにハッシュタグ化しているかのように変更された」等と主張するが、実際には、ハッシュタグ化していないし、それは本件書籍が紙媒体である以上、当然のことである。

③ 本件ツイートは元々ハッシュタグ化を意図して発信されたこと

なお、本件ツイートは #kutoo ハッシュタグの前後にスペースが無いためにハッシュタグ化されなかったのであるが、これは控訴人の意識的な意図に基づくものではなく、単なる偶然であった。

すなわち、控訴人は、ハッシュタグ化していない理由について問われたのに對し「（注・ハッシュタグに）なってないですな。なぜならあの頃の私はハッシュタグが下手くそだから」「私ハッシュタグ使ってないよっ。（使ってない）」

等と回答している（甲8の2、5頁）。控訴人としては、ハッシュタグ化させる意図をもって「#」を入力したにもかかわらず、ハッシュタグ機能に慣れておらず、スペースを空けなかったために、意図せずしてハッシュタグ化はしなかつたというのである。

そうすると、本件ツイートは元々ハッシュタグ化を意図して発信されたものであるから、それが本件書籍において、万一、ハッシュタグ化しているように見えたとしても、控訴人の本来の意図をなんら損ねるものではない。

控訴人は、自らが「下手くそ」であったために偶然ハッシュタグ化しなかつたにすぎないにも拘わらず、この偶然の事態を奇貨として、「自分はハッシュタグ化しなかつたのに、ハッシュタグ化したような記載をされた」と言い募っているのである。これは全くの言いがかりであることが明白である。

(3) 小括

よって、「本件ツイートはハッシュタグ化していなかったのに、ハッシュタグ化しているかのように変更された」とする控訴人の主張は失当である。

4 結論

以上から、本件引用において、控訴人の著作物である本件ツイートに改変が加えられ、同一性保持権を侵害された旨の控訴人の主張は悉く失当である。

第6 名誉感情侵害の主張について

1 本件書籍が控訴人の名誉感情を違法に侵害するものではないこと

(1) 規範定立

名誉感情侵害について最高裁平成22年4月13日判決（民集64巻3号758頁）は「このような記述は、気違いといった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的な事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが

社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」と述べる。

また、東京地裁平成8年12月24日判決（判タ955号195頁）は「そうすると、人の人格的価値その他の法的保護に値するものに対する名誉感情を害する行為が不法行為を構成するのは、右両面の理由からして、誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合ということになろう。換言すれば、当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合であり、実際には加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合に限られるものと解される。」と述べている。

(2) あてはめ

これを本件についてみると、本件書籍73頁には、控訴人を「へんてこりんな人」と評する部分はあるが、かかる表現が「誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合」「当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合であり、実際には加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合」に該当するとは到底考えがたい。

また、「逆が全然逆じゃない系」や「なんで女性の靴問題の逆が水着なんだよ笑 全然よろしくないわ！『逆に』の使い方おかしいよ！#kutoo を男性が海水パンツで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう」との記載は、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受け、「女性にハイヒール着用を強制すべきでない」という本件運

動の主張は、男性が海水パンツで出勤することを許容することではないと反論するものであり、また、「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でも、さすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな……。Twitterになると急にバグるとか？」との記載は、本件ツイートが本件運動の趣旨を正しく理解していない点を捉え、「議論が噛み合わない」と論評するものである。そして、「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でも、さすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな」というのは、ネット上の会話ではなく、実際に対面で議論すれば議論が噛み合うのではないかと述べたものであり、「Twitterになると急にバグるとか？」というのは、対面での議論ではなく Twitter というメディア空間では急に議論がかみ合わなくなるのだろうか、と疑問を投げかけるものである。いずれも、意見乃至論評の域を逸脱して控訴人の人格を攻撃するものではない。

さらにいえば、石川は、2019年2月から主に Twitter を舞台として「会社へ性差によるハイヒールやパンプスの強制を禁止するように通達を出すこと」を求める本件運動を展開していたところ、本件ツイートは、同じく Twitter という世界中誰でも見ることができるメディアに投稿されたもので、かつ、本件運動の記事を引用した投稿に続くスレッドの中で、本件運動を支持するゴリラと、本件運動を批判する控訴人との間でなされた一連の議論の一環であって、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けて発信されており、しかも、「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」との本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含意するものであったのだから、控訴人は、本件投稿については、本件運動の賛同者から一定の反論を甘受すべき立場にあった点も無視できない。

よって、本件書籍の記載は、いずれも、控訴人の名誉感情を違法に侵害するものとはいえない。

(3) 小括

よって、名誉感情侵害に関する控訴人の主張は失当である。

2 控訴審で付加された主張に対する反論

(1) 控訴人の主張

この点、控訴人は、控訴理由書において「本件書籍では、読者が本件ツイートのリプライ先や意味を誤解するような体裁で本件ツイートが掲載されている」ことを理由に、控訴人の名誉感情が毀損されたと主張するようである。

(2) 反論

ここでの反論は、「本件変更掲載」「本件誘導掲載」について反論したことほぼ同一となる。

すなわち、Twitter画面デザインの「返信先のアカウント表示」が本件書籍に転載されていないとか、控訴人の本件反論ツイート（甲9）が本件書籍に掲載されていないとか、本件石川ツイートが引用形式からリプライ形式に変更され、その冒頭に「そんな話はしてないですね」との文言があったとかいう事情があったとしても、読者が本件ツイートの返信先が石川であると誤解することはない。

また、本件書籍7、58、73頁の記載によっても、読者が本件ツイートの返信先が石川であると誤解することはない。

そもそも、本件ツイートは、Twitterという世界中誰でも見ることができるメディアにおける、本件運動の記事を引用した投稿に続くスレッドの中で本件運動の支持者との一連の議論の一環であるところ、「#kutooの賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けて発信され、しかも、「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」との本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含意するものであったのであり、その意味は本件書籍の体裁によっても誤解する余地はない。

(3) 小括

よって、「読者が本件ツイートのリプライ先や意味を誤解するような体裁で本件ツイートが掲載されている」との控訴人の主張は失当である。

3 結論

よって、本件書籍により、控訴人の名誉感情が違法に侵害されたとの控訴人の主張は失当である。

第7 結語について

争う。

III 請求原因の追加に対する認否反論

第1 名誉毀損について

1 控訴人の主張

控訴人は、「本件書籍72, 73頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであることには争いはない」との認識を前提に、①本件ツイートの投稿者は控訴人であるとの同定可能性があり、②本件書籍は、「石川に対して、靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げ、これを容認するのか質問した」との事実を摘示するものであって、③控訴人は通常人の感覚と異なるおかしな人物であり、かつ、性的な嫌がらせをしたような印象を持たれるから、控訴人の社会的評価を低下させる等と主張する。

以下、反論する。

2 「本件書籍72, 73頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであることには争いはない」との認識について

(1) 控訴人の認識

控訴人は、「本件書籍72, 73頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであることには争いはない」との認識を示している（控訴理由書40頁）が、否認する。一般閲覧者から見て、本件ツイートの投稿者が控訴人であると認識できるとの事情はない。

(2) 否認の理由

この点、本件ツイートの投稿者が控訴人であるとの主張について、一審答弁書の認否は「不知」となっている。実際、被控訴人らは、本件ツイートの投稿者が控訴人であるかどうか、知らない。

しかし、控訴審段階で、名誉毀損が請求原因として付加された以上、上記の問いは、一般閲覧者から見て、本件ツイートの投稿者が控訴人であると認識できるかという問い合わせに変換される。

そうだとすると、一般閲覧者から見て、本件ツイートの投稿者が控訴人であると認識できるとの事情はないから、本件書籍 72, 73 頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであるとの主張に対する認否は「否認」となる。

(3) 小括

よって、「本件書籍 72, 73 頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであること」に争いがあり、控訴人らは、これを「否認」している。

3 ①同定可能性について

(1) 名誉毀損の被害を訴える者は、一般閲覧者の立場に立って、その表現が自己に向けられたものであることを厳格に立証すべきこと

ア そもそも名誉毀損とは「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害」すること（最高裁昭和 61 年 6 月 11 日判時 1194 号 3 頁）をいい、当該記載がその者の社会的評価を低下させるかどうかは一般読者の通常の注意と読み方を基準として判断されるのであるから、名誉毀損を訴えるものは、他人の名誉を侵害したとされる表現が自己を対象にした表現であると一般読者から判別できることを厳格に立証しなければならない（同定可能性）。

イ この点、控訴人は、Twitter は、匿名掲示板と異なり、ひとつのアカウントに、ユーザーの Twitter における活動が紐付いているから、ひとつの人格とみなすべきであり、長期的かつ継続的に活動しているアカウントについては、同

定可能性の判断においても、当該表現が特定のアカウントに関するものであることが特定できれば足りると主張する。

しかし、名誉毀損による損害を主張するものは、ある表現によって、自己の社会的評価が低下したことを立証しなければならないのであるから、問題とされる表現が自己に関するものであることを主張立証しなければならず、自分と無関係な「特定のアカウント」に関するものであることを主張するのでは足りない。したがって、控訴人は、本件書籍の表現が控訴人に関するものであることを主張立証しなければならないのであって、控訴人と無関係な「特定のアカウント」に関するものであることを主張するのでは足りないとすべきである。

実際、本件で書籍中「はるちゃん／ぬいぐるみ／恋話」（甲5、72頁）とのユーザー名で特定されるアカウントについて、その社会的評価を低下させる表現があったとしても、当該表現によって、控訴人の社会的評価が低下するわけではない。控訴人は、ユーザー名「はるちゃん／ぬいぐるみ／恋話」のアカウントに向けられた表現での社会的評価が低下すること、すなわち、一般読者から見て、「はるちゃん／ぬいぐるみ／恋話」への非難は自己への非難であることを主張立証しなければならないのである。

したがって、長期的かつ継続的に活動しているアカウントであっても、同定可能性の判断においては、一般読者の通常の注意と読み方を基準として、当該表現が、権利を侵害されたと訴える者に関するものであることを主張・立証すべきである。

ウ 控訴人は、自己の論拠として、東京地裁平成28年10月18日判決を援用する。しかし、当該判決は、ウェブサイト上のブログへの投稿が問題となつたもので、当該ウェブサイトには「当ブログについて」というウェブページがあり、これを閲覧すると、その管理人の名前が「X1'」であることがわかるところ、これは、原告がライターとして用いているペンネームであり、原告は、本件ウェブサイト以外の媒体に記事を書く際にも「△△速報」の管理人である「X1'」と名乗っているのであるから、本件投稿が原告を対象とするもの

であることを容易に理解することができた事案に関するものである。したがって、当該事案について、判決が「原告の戸籍上の氏名が判明しないとしても」権利侵害が認められたとしたのは当然であった。

この点、本件では、控訴人は、単に戸籍上の氏名が判明しないだけではなく、本件アカウントとして用いられている「はるちゃん／ぬいぐるみ／恋話」との名称を、ペンネームや芸名として使用しているわけでもない。したがって、一般閲覧者が本件アカウントと控訴人との結びつきを認識する可能性は皆無であった。

そうすると、控訴人は、事案の異なる東京地裁平成28年10月18日判決を援用して、同定可能性を主張することはできないというべきである。

エ　控訴人は、Twitterは、匿名掲示板と異なり、ひとつのアカウントに、ユーザーのTwitterにおける活動が紐付いているから、ひとつの人格とみなすべきであるとも主張している。しかし、仮にTwitter上のアカウントをひとつの人格と看做すとすれば、以下の問題が生じる。

第1に、民法上権利主体が認められるのは、自然人と法人のみである。ツイッター上の「アカウント」に「ひとつの人格」を認めるとすれば、自然人及び法人以外の権利主体を認めることになり、法の基本原則に反する。

第2に、Twitterの仕様において、一人の自然人は複数のアカウントを所有することが可能である。また、ひとつのアカウントを複数の自然人で利用することも可能である。Twitter上のアカウントをひとつの人格と看做すとすれば、上記の場合の処理が複雑になって妥当でない。

また、ツイッターのアカウントは、いつでも作成できるし、いつでも削除できる。匿名で無責任な投稿がなされる所以である。そのような「匿名のツイッターアカウント」に「ひとつの人格」を認める社会的要請はなく、むしろ無責任なデマや誹謗中傷、ヘイトスピーチを誘発する所以となる。

第3に、百歩譲って、Twitter上のアカウントをひとつの人格と看做すことができたとしても、それは、権利侵害を訴える自然人とは別個の人格である。

その場合でも、Twitter 上に形成された人格と権利侵害を訴える自然人との同一性は立証されなければならず、その立証を放棄してよい理由にもならない。

オ なお、ペンネームや芸名を使って社会活動をしている者の名誉をそのペンネームや芸名で毀損する表現であっても同定可能性は肯定できる。このことは、上記の立論となんら矛盾するものではない。

すなわち、ペンネームや芸名で社会活動をする者は、当該ペンネームや芸名が被害者である自然人と紐付いている（争いがあれば立証の対象となる）。控訴人と本件アカウントの間には、一般読者の見地に立って、そのような結びつきはなく、本件アカウントの社会的評価が控訴人の社会的評価に結びつくとはいえないものである。

カ 本件では、本件書籍が発行された 2019 年 11 月 20 日当時、一般閲覧者から見て、本件アカウントの投稿者が控訴人であると同定できるとの事情は一切なかった（控訴人もその点を主張立証しない）。

よって、控訴人の主張は前提において失当である。

(2) 控訴人の管理する Twitter アカウントのアカウント名と本件書籍に引用されたツイートのアカウント名とは一致しないこと

ア さらにいえば、本件では、本件アカウントの投稿者が控訴人であると同定できるとの事情がないだけでなく、一般閲覧者からみて、本件書籍に掲載された本件ツイートが控訴人が管理する本件アカウントによるツイートであるとすら言えない。

イ すなわち、本件では以下の事情がある。

① 本件書籍に引用された本件アカウントのアカウント名は、以下のとおりである。

「はるちゃん／ぬいぐるみ／恋話」（甲 5、72 頁）

これは、石川が本件ツイートをスクリーンショットで撮影して掲載したものであるから、本件ツイートに間違이がない（乙 41）

② ところが、控訴人が証拠により提出した本件アカウントのアカウント名は、以下のとおりである。

「はるかちゃん／吸血鬼／ぬいぐるみ／恋話」（甲 8）

このように、本件アカウントのアカウント名は、本件書籍出版後に「はるちゃん」から「はるかちゃん」に変更され、「吸血鬼」の文字が付加された。

③ さらに、控訴人が証拠により提出した本件アカウントのアカウント名には、以下のものがある。

「はるか（仮）ちゃん／スーザンタ」（甲 4 1）

④ 現段階で、本件アカウントは、「はるか（仮）ちゃん／スーザンタ」となっているが、プロフィール写真が変更されており（甲 4 5）、甲 4 1 と印象が異なる。

ウ このように、控訴人の管理するアカウントのアカウント名（甲 8、甲 4 1）と本件書籍に引用されたツイートのアカウント名（甲 5、72 頁）とは一致しない

たしかに、本件ツイートは、本件アカウントと同じ「ツイッター ID」から発信されてはいる。しかし、一般閲覧者は、ツイッターのアカウントを「ツイッター ID」ではなく、アカウント名で識別するのである。

本件書籍で取り上げられた本件ツイートは、証拠提出されたツイートのアカウント名とは異なるから、一般閲覧者から見て、本件書籍に掲載された本件ツイートが本件アカウントに関するものであるともいえない。

ク よって、本件で、一般閲覧者からみて、本件書籍に掲載された本件ツイートが本件アカウントに関するものであるとすらいえないものである。

(3) 本件アカウントは長期的継続的に同一性を保っていないこと

ア (2)で論じたことからすれば、本件アカウントが長期的継続的に同一性を保つて活動しているとの前提も誤りである。

イ インターネットでブログ等を閲覧する者は、URL ではなくブログ名でそのブログを特定するものであるが、(2)イで示した事情からすると、本件アカウント

は、ブログ名に当たるアカウント名が次々に変更していくアカウントであり、一般閲覧者からみて、継続的に活動する、ひとつのアカウントとはいえない。

ウ 本件アカウントが、一般閲覧者からみて、継続的に活動する、ひとつのアカウントとはいえないといえば、これを「ひとつの人格」と見ることができないのはもちろん、これを（ペンネームや芸名のように）控訴人に紐付けることもできない。

エ よって、控訴人の主張は、あらゆる意味で失当である。

(4) 結論

よって、本件では、名誉毀損を論じる前提としての、被害者と控訴人との同一性が認定できないから、名誉毀損の成立を論じるまでもなく、控訴人の主張は失当である。

4 摘示事実について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、本件書籍72及び73頁が「石川に対して、靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げ、これを容認するのか質問した」との事実を摘示したと主張する。

前記のとおり、本件では被害者と控訴人との同一性が認定できないから、名誉毀損を論じる余地はないが、その点を措いて、以下、控訴人の主張について反論しておく。

(2) 本件で適用すべき法規範

まず、名誉毀損について適用すべき法規範を論じる。

「事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が 公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定

される」（最高裁昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁）。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁平成9年9月9日判決民集51巻8号3804頁）。

このように、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかによって、名誉毀損に係る不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範ちゅうに属するかを判別することが必要となるが、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解され（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決）。そして、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである」（最高裁平成16年7月15日判決民集第58巻5号1615頁）。

(3) 本件へのあてはめ

ア これを本件についてみると、本件書籍72頁上段には控訴人の本件ツイートが引用され、下段には本件石川ツイートが掲載されているから、本件書籍は、本件ツイートがTwitterに投稿された事実、それに対する反論として、本件石川ツイートが投稿された事実が摘示されている。

本件ツイート及び本件石川ツイートが投稿された事実は、証拠により存否を決することができる事項であるから、事実の摘示である。

イ 72頁下段に掲載された本件石川ツイートは、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受けて、「本件運動の賛同者はそんな話(男性が海水パンツで出勤することを容認するという話)はしていない」と反論するものであって、意見乃至論評である。

ウ 73頁には、①「逆が全然逆じゃない系」とのタイトル、②「なんで女性の靴問題の逆が水着なんだよ 笑 全然よろしくないわ！『逆に』の使い方おかしいよ！#kutoo を男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう」との記載、③「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でも、さすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな……。Twitterになると急にバグるとか？」との記載がある。

このうち、①②は、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受けて、本件運動の趣旨は「女性にハイヒール着用を強制すべきでない」という点にあって、男性が海水パンツで出勤することを容認するものではないと反論するものであり、意見乃至論評である。

③は、本件ツイートが本件運動の趣旨を正しく理解していない点を捉え、「議論が噛み合わない」と論評するものである。そして、「リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でも、さすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないしな」というのは、ネット上の会話ではなく、実際に対面で議論すれば議論が噛み合うのではないかと述べたものであり、「Twitterになると急にバグるとか？」というのは、対面での議論ではなくTwitterというメディア空間では急に議論がかみ合わなくなるのだろうか、と疑問を投げかけるものであり、意見乃至論評である。

エ そうすると、本件書籍72及び73頁は、本件ツイートの存在を事実摘示した上で、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意す

るものであることを受けて、これに反論したり、本件ツイートを論評したりするものである。

(4) 控訴人の主張に対する反論

ア この点、控訴人は、前記のとおり、本件書籍72及び73頁が「石川に対して、靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げ、これを容認するのか質問した」との事実を摘示したと主張する。

イ しかし、繰り返し述べるとおり、本件書籍に、控訴人が石川に対して質問したとか、リプライしたとかいう記載はどこにもない。

「本件変更掲載」「本件誘導掲載」で詳細に述べたとおり、本件書籍のデザインや他の記載によって、本件書籍に、控訴人が石川に対して質問したとか、リプライしたと誤解される余地もない。

エ また、「（控訴人が）靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」との事実を摘示したともいえない。

この点、確かに、本件書籍73頁には、「逆が全然逆じゃない系」「なんで女性の靴問題の逆が水着なんだよ 笑 全然よろしくないわ！『逆に』の使い方おかしいよ！」との記載はある。しかし、「靴問題の逆が水着」というのはそれ自体あいまいであって、なんらかの事実を摘示しているとはいえない。そして、それに続けて「#kutoo を男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう」との記載もあるから、この部分の論旨はさらにあいまいであって、「靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」との事実が摘示されたとはいえない。

そうすると、本件書籍73頁の記載全体からすれば、むしろ、この部分は、控訴人が靴問題に関する本件運動の話を男性が海水パンツで職場に出勤する話に繋げた（関連づけた）と指摘していると読むのが妥当である。そして、「控訴人が靴問題に関する本件運動の話を男性が海水パンツで職場に出勤する話に繋げた（関連づけた）」といえるかどうかは、本件スレッドにおけるゴリラと

控訴人の議論の評価によるので、証拠等によって存否を決しうる事項ではなく、論評であると解される。

(5) 小括

よって、本件書籍 72 及び 73 頁は、本件ツイートの存在を事実摘示した上で、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受けて、これに反論したり、本件ツイートを論評したりするものであるから、これが「石川に対して、靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げ、これを容認するのか質問した」との事実を摘示したとの控訴人の主張は、失当である。

5 社会的評価の低下がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、控訴人主張の摘示事実を前提に、本件書籍の記載により、控訴人は通常人の感覚と異なるおかしな人物であり、かつ、性的な嫌がらせをしたような印象を持たれるから、控訴人の社会的評価を低下させる等と主張する。

(2) 反論 1～控訴人主張摘示事実は摘示されていないこと

しかし、前記のとおり、控訴人の主張する摘示事実は摘示されていない。本件書籍に、控訴人が石川に対して質問したとか、リプライしたとかいう記載はどこにもないし、本件書籍のデザインや他の記載によって、本件書籍に、控訴人が石川に対して質問したとか、リプライしたと誤解される余地もない。また、「(控訴人が)靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」との事実を摘示したともいえない。

(3) 反論 2～控訴人主張摘示事実によって社会的評価の低下はないこと

また、百歩譲って、控訴人が主張する摘示事実が摘示されていたとしても、それによって控訴人の社会的評価の低下はない。

すなわち、控訴人が石川に対して質問したとしても、それはインターネット空間で誰かが誰かに質問を投げかけたというだけのことであり、インターネット空間では日常的に行われていることであるから、なんら不当なことでもなく、そのような事実を摘示されたからといって、控訴人の社会的評価が低下することはない。

また、「靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」からと言って、直ちにその人の社会的評価が低下するというものでもない。本件スレッドにおいては、本件運動の正当性自体が論争になっていたのであって、本件運動を批判する文脈で「靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」としても、その当否の問題は議論の対象にこそなれ、そのような事例を掲げたことそれ自体で控訴人の社会的評価が低下することはない。

控訴人は、控訴人が性的な嫌がらせをしているとの印象を受けると主張するが、「（控訴人が）靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」として、それが性的嫌がらせに該当するということはあり得ない。

(4) 反論 3～社会的評価の低下は本件ツイートの内容によって生じていること

そもそも、本件ツイートはツイッターという誰でも見ることができる場に投稿され、しかも、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けられたものであった。くわえて、本件ツイートの内容は、「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含むものであった。

控訴人らは、本件ツイートに反論・批評し、本件運動の意義や真意について読者に伝える目的で、本件ツイートを本件書籍に引用したものであるところ、本件ツイートの意味を変更していないのであるから、仮に、控訴人の社会的評価が低下したとすれば、ツイッターという誰でも見ることができる場に、本件運動に対する批判的な投稿を「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者

全てに向けて発したことによるものであって、本件ツイートが本件書籍に引用されたことによるものではない。

(5) 小括

よって、本件引用により控訴人の社会的評価が低下したとの主張は失当である。

6 違法性阻却事由があること

(1) はじめに

万一、本件引用により控訴人の社会的評価が低下したとしても、違法性が阻却される。

本件書籍は、本件ツイートの存在を事実摘示した上で、本件ツイートが「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであることを受けて、これに反論したり、本件ツイートを論評したりするものである。

そして、前記のとおり、「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される」（最高裁平成9年9月9日判決民集51巻8号3804頁）から、以下、当該法理により違法性が阻却されることを明らかにする。

(2) 公共性及び公益目的

この点、石川は、2019年2月から主にTwitterを舞台として「会社へ性差によるハイヒールやパンプスの強制を禁止するように通達を出すこと」を求める署名運動をしていた。本件書籍の出版目的は、本件運動を批判するツイートを個別に引用し、これを批評することにより、本件運動の意義や真意について読者に

伝えることにあった。そして、本件ツイートはツイッターという誰でも見ることができるように投稿され、しかも、「#kutoo の賛同者は」との表現で石川を含む本件運動参加者全てに向けられたものであった。くわえて、本件ツイートの内容は、「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものであって、本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含むものであった。

そこで、控訴人らは、本件ツイートに反論・批評し、本件運動の意義や真意について読者に伝える目的で、本件ツイートを本件書籍に引用した上で、反論したり批評したりしたものである。

よって、本件書籍の出版及び本件引用やそれに関する論評部分が、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった」といえることは明らかである。

(3) 前提事実の真実性

本件ツイートの存在及び内容（「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでおろしいですか？」というものであること）は真実である。

また、①本件ツイートはツイッターという誰でも見ることができる場に投稿されたこと、②文中に「#kutoo の賛同者は」との表現があること、③「職場のTP0を決めるのに男性は関与しないのですか？TP0から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」というゴリラのツイートへのレスポンスであることも全て真実である。

そうすると、本件論評の前提事実は全て真実である。

(4) 前提事実からの論評の合理性

控訴人は、前記本件ツイート内容（「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということでおろしいですか？」というものであること）及び上記①乃至③の事実から、「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」と

いう意味を含意するものであって、本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含むものであると考えた。

そして、そのことを前提に、「本件運動の賛同者はそんな話はしていない」とか「『女性にハイヒール着用を強制すべきでない』という本件運動の主張は、男性が海水パンツで出勤することを許容することまで含むものではない」と反論したり、また、本件ツイートが本件運動の趣旨を正しく理解していない点を捉え、「議論が噛み合わない」と論評したり、「対面での議論ではなく Twitter というメディア空間では急に議論がかみ合わなくなるのだろうか」と疑問を投げかけたりしたものである。

かかる論評は前提事実から見て合理的である。なお、原判決も本件ツイートは「本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」という意味を含意するものと認定しているのだから、石川の理解は不合理なものではない。

(5) 意見乃至論評の域を出たものではないこと

違法性が阻却されるといえるためには、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない」ことが必要である。

この点、本件書籍には、控訴人を「へんてこりんな人」と評する部分がある。しかし、当該部分は、前記のとおり、本件ツイートが本件運動の趣旨を正しく理解していない点を捉え「議論が噛み合わない」と論評する文脈でのものであり、その文脈から外れたものではなく、いたずらに極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているわけでもないから、意見ないし論評としての域を逸脱したものではない。

(6) 小括

よって、本件書籍の記載は、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあって、論評の前提となる事実が真実で、本件論評は前提事実から見て合理的な論評であり、かつ、人身攻撃に及ぶなど意見乃至論評の

域を出たものではないから、万一、控訴人の社会的評価を低下させるものであるとされる場合であっても、その違法性が阻却され、不法行為は成立しない。

7 結論

よって、名誉毀損に基づく損害賠償請求は成立しない。

第2 名誉声望保持権侵害について

1 法の規定と控訴人の主張

(1) 著作権法113条6項は「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。」と定める。

「右規定にいう著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解すべきである」（最高裁判所第2小法廷昭和61年5月30日判決・民集40巻4号725頁）

(2) この点、控訴人は、本件ツイートは、「女性が水着で職場に入ってきたても男性は文句を言わないのか」というゴリラの質問に答えたものであり、ゴリラの質問は無意味であるとの趣旨で発信されたものだったのに、石川に対し、靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を挙げたように変更されていいるから、著作者である控訴人が社会から受ける客観的な評価を低下させると主張する。

2 反論

(1) 同定可能性がないこと

しかし、名誉声望保持権として保護されるのは、著作権者が社会から受ける客観的評価であるから、一般読者・閲覧者から見て、表現の対象となっている者と名誉声望保持権侵害を訴える者との同定可能性が立証されなければならない。

この点、名誉毀損について見たとおり（本節第1、3）、本件では、本件書籍が発行された2019年11月20日当時、一般閲覧者から見て、本件アカウントの投稿者が控訴人であると同定できるとの事情は一切なかったし、一般閲覧者からみて、本件書籍に掲載された本件ツイートが本件アカウントに関するものであるともいえない。本件アカウントは頻繁にアカウント名を変更しているものであり、一般閲覧者からみて、継続的に活動する、ひとつのアカウントとはいえないから、「ひとつの人格」と見ることができないのはもちろん、これを（ペンネームや芸名のように）控訴人に紐付けることもできない。

よって、そもそも名誉声望保持権を論じる前提を欠く。

(2) 本件ツイートの趣旨の理解にも誤りがあること

控訴人は、本件ツイートは、「女性が水着で職場に入ってきたでも男性は文句を言わないのか」というゴリラの質問に答えたものであり、ゴリラの質問は無意味であるとの趣旨で発信されたものだったと主張するが、一般閲覧者の通常の注意と読み方を基準にしてそのように読むことはできない。

すなわち、本件ツイートは、「職場のTP0を決めるのに男性は関与しないですか？TP0から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」というゴリラのツイートに対するリプライであるから、「（①職場の女性のTP0を決めるのは女性である、②職場のTP0から逸脱していれば苦言を呈されるのは当然である、との回答を前提に）逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutooの賛同者はそれを容認するということでよろしいですか？」と質問したものと理解できる。そうすると、本件ツイートは、「（職場のTP0を守らなくとも許されるべきだという）本件運動の賛同者の主張によれば、男性が海水パンツで出勤することを容認するという非常識な結論になる」との本件運動に対する誤解や批判、揶揄、歪曲等を含意するものであった。

本件ツイートは本件運動を批判する趣旨でないとする控訴人の主張は誤りである。

(3) 本件ツイートが変更されたこともないこと

控訴人は、本件ツイートが石川に対し靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を挙げたように変更されていると主張するが誤りである。

この点、本件書籍に、控訴人が石川に対して質問したとか、リプライしたとかいう記載はどこにもないこと、本件書籍のデザインや他の記載によって、本件書籍に、控訴人が石川に対して質問したとか、リプライしたと誤解される余地もないこと、本件書籍から「（控訴人が）靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」との事実を読み取ることができないことは、繰り返し述べたとおりである。

(4) 控訴人のいう「変更」があったとしても社会的評価の低下はないこと

また、百歩譲って、控訴人が主張する変更があったとしても、それによって控訴人の社会的評価の低下はない。

この点、控訴人が石川に対して質問したとしても、なんら不当なことでもなく、控訴人の社会的評価が低下することはないし、「靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」からと言って、直ちにその人の社会的評価が低下するというものでもないこと、「（控訴人が）靴問題の逆の例として男性が海水パンツで職場に出勤する事例を掲げた」として、それが性的嫌がらせに該当するということはあり得ないことは、すでに述べたとおりである。

3 結論

よって、本件書籍により、控訴人の社会的評価が低下することはないのだから、名誉声望保持権の侵害はなく、控訴人の主張は失当である。

第3 総括

以上から、控訴審において追加された請求原因についても、いずれも理由がなく、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上

【詳細目次】

I 控訴の趣旨に対する答弁	5 頁
II 控訴の理由に対する答弁	5 頁
第 1 「はじめに」の項目	5 頁
1 「本件の概要」について	5 頁
2 「原判決の構造」の項目	6 頁
3 控訴理由の概要	6 頁
第 2 「本件の問題点」の項目	7 頁
1 「本件変更掲載」について	7 頁
(1) 控訴人の主張	7 頁
(2) ①「返信先アカウント表示」について	7 頁
ア 控訴人の主張	7 頁
イ 反論 1～「返信先アカウント表示」は控訴人の著作物ではないこと	7 頁
ウ 反論 2～「返信先アカウント表示」はツイートの本質的要素ではないこと	
.....	8 頁
エ 反論 3～「返信先アカウント表示」の有無により本件ツイートの意味は変わらないこと	8 頁
オ 小括	10 頁
(3) ②本件反論ツイートが掲載されていないことについて	10 頁
ア 控訴人の主張	10 頁
イ 反論 1～本件ツイートの引用とは無関係であること	10 頁
ウ 反論 2～本件反論ツイート自体無意味なものであること	11 頁
エ 反論 3～本件反論ツイート掲載の有無により本件ツイートの意味は変わらないこと	11 頁
オ 小括	11 頁
(4) ③石川ツイートについて	11 頁
ア 控訴人の主張	11 頁

イ 反論 1～石川ツイートの引用形式は本件争点と無関係であること…	12 頁
ウ 反論 2～石川ツイート引用の形式により本件ツイートの意味は変わらないこと…	12 頁
エ 小括…	12 頁
(5) ④本件ツイートは石川のツイートに宛ててリプライをしたと読めるとの主張について…	12 頁
ア 控訴人の主張…	12 頁
イ 反論 1～石川架空ツイートに宛ててリプライしたとのデザインになっていないこと…	13 頁
ウ 反論 2～控訴人の挙げる事実から、石川架空ツイートに宛ててリプライしたとは読めないこと…	16 頁
エ 反論 3～本件ツイートが石川のツイートにリプライをしたものかどうかに拘泥する理由はないこと…	17 頁
オ 小括…	17 頁
(6) 本件書籍のデザインは読者の便宜を考えたデザインに過ぎないこと…	17 頁
(7) 結論…	18 頁
2 「本件誘導掲載」について…	18 頁
(1) 控訴人の主張…	18 頁
(2) 7 頁及び 5 8 頁の記載について…	19 頁
(3) 7 2 頁の記載について…	20 頁
(4) 7 3 頁の記載について…	21 頁
ア 控訴人の主張の整理…	21 頁
イ ①②の記載について…	21 頁
ウ ③の記載について…	22 頁
エ まとめ…	23 頁
(5) 小括…	23 頁
3 「本件ツイート以外の問題」について…	23 頁

4	その余の関連する主張について	23 頁
(1)	本件ツイートは水着出勤の是非に関するゴリラの質問に答えたものであるとの主張について	23 頁
(2)	「クローズな形で会話をしていた」との主張について	25 頁
(3)	発言を切り取られたとか、全文引用すべきだったとの主張について	26 頁
第 3	「公正な慣行に合致しないこと」について	27 頁
1	「公正な慣行の立証責任」について	27 頁
2	「実際のツイートのとおりに掲載すべきという公正な慣行が成立している」について	28 頁
(1)	前提に誤りがあること	28 頁
(2)	控訴人のいう「慣行」は成立していないこと	29 頁
ア	控訴人主張の慣行が成立しているといえないこと	29 頁
イ	控訴人主張の慣行は公正でないこと	30 頁
ウ	Twitter 規約は「マーケティング目的でツイートを表示する場合」について定めたものに過ぎないこと	30 頁
エ	小括	31 頁
(3)	結論	31 頁
第 4	「本件書籍は公正な慣行と正当な目的を満たさない」について	31 頁
1	公正な慣行と合致しないとの主張について	31 頁
(1)	控訴人の主張	31 頁
(2)	反論 1～そもそも著作権法 32 条の問題ではないこと	31 頁
(3)	反論 2～控訴人主張の「慣行」は成立していない	32 頁
(4)	反論 3～①明瞭区分性、②主従関係の明示、の要件が慣行として定着していること	32 頁
(5)	反論 4～社会通念上相当といえること	32 頁
(6)	小括	33 頁
2	「引用の目的上正当な範囲とはいえない」との主張について	33 頁

(1) 本件書籍の趣旨及び引用目的について	33 頁
(2) 引用の対象として本件ツイートを選択したこと	33 頁
(3) 単なる批評は引用対象に含まれないと主張について	35 頁
3 結論	35 頁
第 5 同一性保持権を侵害するとの主張について	35 頁
1 はじめに	36 頁
2 原審での経緯	36 頁
(1) 原審での控訴人の主張	36 頁
(2) 原審での控訴人の主張が失当であること	36 頁
(3) 小括	38 頁
3 控訴審で付加された主張①～石川に対するリプライの意味に変更されたとの点	38 頁
(1) 控訴人の主張	38 頁
(2) 反論	39 頁
4 控訴審で付加された主張②～ハッシュタグ化されていると変更されたとの主張	38 頁
(1) 控訴人の主張	38 頁
(2) 反論	38 頁
① ハッシュタグは Twitter の機能に過ぎず控訴人の著作物ではないこと	38 頁
② そもそも「ハッシュタグ化している」ように見えないこと	39 頁
③ 本件ツイートは元々ハッシュタグ化を意図して発信されたこと	39 頁
(3) 小括	40 頁
5 結論	40 頁
第 6 名誉感情侵害の主張について	40 頁
1 本件書籍が控訴人の名誉感情を違法に侵害するものではないこと	40 頁
(1) 規範定立	40 頁

(2) あてはめ	41 頁
(3) 小括	42 頁
2 控訴審で付加された主張に対する反論	43 頁
(1) 控訴人の主張	43 頁
(2) 反論	43 頁
(3) 小括	43 頁
3 結論	43 頁
第 7 結語について	43 頁
 III 請求原因の追加に対する認否反論	44 頁
第 1 名誉毀損について	44 頁
1 控訴人の主張	44 頁
2 「本件書籍 72, 73 頁の記載が控訴人のアカウントに関するものであることは争いはない」との認識について	44 頁
(1) 控訴人の認識	44 頁
(2) 否認の理由	44 頁
(3) 小括	45 頁
3 同定可能性について	45 頁
(1) 名誉毀損の被害を訴える者は、一般閲覧者の立場に立って、その表現が自己に向けられたものであることを厳格に立証すべきこと	45 頁
(2) 控訴人の管理する Twitter アカウントのアカウント名と本件書籍に引用されたツイートのアカウント名とは一致しないこと	48 頁
(3) 本件アカウントは長期的継続的に同一性を保っていないこと	49 頁
(4) 結論	50 頁
4 摘示事実について	50 頁
(1) 控訴人の主張	50 頁
(2) 本件で適用すべき法規範	50 頁

(3) 本件へのあてはめ	51 頁
(4) 控訴人の主張に対する反論	53 頁
(5) 小括	54 頁
5 社会的評価の低下がないこと	54 頁
(1) 控訴人の主張	54 頁
(2) 反論 1～控訴人主張摘示事実は摘示されていないこと	54 頁
(3) 反論 2～控訴人主張摘示事実によって社会的評価の低下はないこと	54 頁
(4) 反論 3～社会的評価の低下は本件ツイートの内容によって生じていること	
	55 頁
(5) 小括	56 頁
6 違法性阻却事由があること	56 頁
(1) はじめに	56 頁
(2) 公共性及び公益目的	56 頁
(3) 前提事実の真実性	57 頁
(4) 前提事実からの論評の合理性	57 頁
(5) 意見乃至論評の域を出たものではないこと	58 頁
(6) 小括	58 頁
7 結論	59 頁
第 2 名誉声望保持権侵害について	59 頁
1 法の規定と控訴人の主張	59 頁
2 反論	59 頁
(1) 同定可能性がないこと	59 頁
(2) 本件ツイートの趣旨の理解にも誤りがあること	60 頁
(3) 本件ツイートが変更されたこともないこと	61 頁
(4) 控訴人のいう「変更」があったとしても社会的評価の低下はないこと	
3 結論	61 頁
第 3 総括	61 頁